

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会  
第5期（令和6年11月期）  
事業計画書

自 令和5年12月01日  
至 令和6年11月30日

## 1. 活動方針

前期は「認知症ケアスキルアップ研修」と「認知症×セミナー」を開催することはできたが、それ以外の活動はできなかった。

このような状況を鑑み設立5年目となる今期は、前期に引き続き定款に記載された事業にもとづき行われてきた取り組みを一步ずつ進めていくとともに、各取り組みの課題等の改善を行い、より質の高い取り組みとしていく。

## 2. 重点活動目標

- ① 定款に記載された事業にもとづく取り組みを「一步ずつ進めていく」
- ② 当法人の事業運営を「盛り上げていく」

## 3. 活動内容1「重点活動目標」の達成を目指した活動

重点活動目標① 定款に記載された事業にもとづく取り組みを「一步ずつ進めていく」

(1)-1	支援専門職の知識・技術・意識等の習得及び向上に資する研修スクールの運営 (定款「事業」第4条第1項第3号)	
▶「支援専門職 SCHOOL」の取り組み		
	所管	支援専門職 SCHOOL 部会
	活動目標	「支援専門職 SCHOOL」の内容の充実と発展
	活動内容	ア.支援専門職 SCHOOL イベントやゼミの開催 月に1回程度受講者や千葉県認知症介護指導者が事例を提示し、それを基に個人ワーク、グループワーク等を通じ課題解決策を考え、考えた課題解決策を基に受講者と千葉県認知症介護指導者が意見交換を行う機会を作る  イ.支援専門職 SCHOOL の広報の充実 支援専門職 SCHOOL の専用チラシの改定及び関係団体等への送付やSNS ツールを活用して積極的に広報を行い、浸透を図る。

(1)-2	支援専門職の知識・技術・意識等の習得及び向上に資する研修スクールの運営 (定款「事業」第4条第1項第3号)	
▶「認知症ケアスキルアップ研修」の取り組み		
	所管	理事会
	活動目標	認知症ケアスキルアップ研修の開催
	活動内容	ア.開催に向けた各準備 イ.研修開催に関する広報への取り組み ウ.認知症ケア専門士単位認定の申請 エ.研修講師・ファシリテーターへの取り組み

(2)-1	支援専門職並びに介護保険施設・事業所職員等の資質向上に資する研修、講演、シンポジウム、セミナー、イベント等の開催並びに講師又はアドバイザーの派遣に関すること (定款「事業」第4条第1項第4号)	
▶「認知症×セミナー」の開催 ※令和6年度千葉県介護人材確保対策事業費補助金を活用		
	所管	認知症×セミナー部会／理事会
	活動目標	認知症×セミナーの継続開催(途切れさせない)と認知症×セミナーの認知度アップ
	活動内容	第6回セミナー(令和6年8月開催) ア.企画立案 イ.令和6年度千葉県介護人材確保対策事業費補助金の申請(6月迄に申請) ウ.開催に向けた各準備 エ.セミナー開催に関する広報への取り組み  第7回セミナー(令和6年12月開催) * 当法人の事業年度終了は11月末のため、セミナーの開催は次期(第6期)とし、今期(第5期)は、申請ならびに開催準備までとする。 但し、令和6年12月31日までにセミナーを開催する。 ア.企画立案 イ.令和6年度千葉県介護人材確保対策事業費補助金の申請(10月迄に申請) ウ.開催に向けた各準備 エ.セミナー開催に関する広報への取り組み

(2)-2	支援専門職並びに介護保険施設・事業所職員等の資質向上に資する研修、講演、シンポジウム、セミナー、イベント等の開催並びに講師又はアドバイザーの派遣に関すること (定款「事業」第4条第1項第4号)
-------	---

▶「オンライン会議ツールや SNS を活用したオンラインイベント」の開催

所管	オンラインイベント部会
活動目標	イベントの定期開催
活動内容	当会の存在や活動を知ってもらう機会として、無料参加型のイベントを開催する。 参加者と千葉県認知症介護指導者の意見交換や参加者からの質問に答えることを通じて、当会の存在や活動内容を知ってもらう。

(3)	認知症並びに介護実践等の理解を深めるための啓発に関すること (定款「事業」第4条第1項第8号)
-----	--

▶公式 YouTube チャンネル「認知症と介護と〇〇TV」の運営

所管	広報・IT 部会
活動目標	1ヶ月に1本以上の配信を行う。
活動内容	ア. 法人主催のセミナーの配信を行う。 イ. 法定研修の内容をそれぞれ15分程度にまとめて配信する(支援専門職 SCHOOL と連携)。 ウ. 法人主催のオンラインイベントの撮影、編集、配信を行う。

(4)	千葉市指導者の認知症介護指導者としての資質の向上並びに個々人の認知症介護及び介護福祉の進展、増進に資する活動又は社会貢献活動等に対するサポート及び人的、物的支援に関すること (定款「事業」第4条第1項第1号)	
▶正・準会員に向けての活動		
	所管	理事会／事務局
	活動目標	正会員・準会員に対し「会員特典」の提供を行い、会員個々の資質の向上ならびに活動等の支援に寄与する。
	活動内容	ア. 介護・福祉等に関する情報提供(LINE 公式アカウントやメールにて直接発信) イ. 公式ホームページにおける会員紹介(希望した場合) ウ. 会員紹介を希望した場合:所属先のリンク貼り付け(希望した場合) エ. 公式ホームページへの所属先求人情報のリンク貼り付け(希望した場合) オ. 会員個々人の認知症介護及び介護福祉の進展、増進に資する活動又は社会貢献活動等に関する公式ホームページへの広告等の掲載ならびに公式LINE・Instagram・X(旧 Twitter)での広報 カ. 当法人契約の「ZOOM」有料アカウント 無料での個人利用可能(※正会員のみ)

## 重点活動目標② 当法人の事業運営を「盛り上げていく」

(1)-1	当法人の振興に関する取り組み	
▶運営サポーターの募集		
	所管	理事会／広報・IT 部会
	活動目標	当法人の事業運営をサポートするメンバーを募集し、当法人メンバーと一緒に当法人の運営を盛り上げていただく。 運動会をはじめとするさまざまな学校行事や学習環境の整備などにボランティアとして協力していただくものです
	活動内容	ア. サポート内容等の決定(広報に向けて理事会にて検討) イ. 公式ホームページ・X(旧 Twitter)・Instagram での広報 ウ. 正会員・準会員から知り合い等に声かけ エ. 運営サポーター募集チラシの制作 オ. 関係各所への募集チラシ設置の依頼

(1)-2	当法人の振興に関する取り組み	
▶	賛助会員の確保・拡大	
	所管	理事会／広報・IT 部会
	活動目標	当法人の事業を賛助する意向のある個人・団体を賛助会員として受け入れ、当法人の経営基盤の強化を図る。
	活動内容	ア. 賛助会員募集チラシの制作 イ. 関係各所への募集チラシ設置の依頼 ウ. 公式ホームページ・X(旧 Twitter)・Instagram での広報

(2)	当法人の広報普及に関する取り組み	
▶	公式ホームページ・公式 X(旧 Twitter)・公式 Instagram・LINE 公式アカウント の運用	
	所管	広報・IT 部会
	活動目標	当法人が取り組んでいるSNSを活用して、当法人の広報普及に取り組む
	活動内容	公式ホームページ ア. ホームページ内コンテンツの随時更新 イ. セミナー案内等、最新情報についてはできるだけ早めの公開を目指す
		公式 X(旧 Twitter) ア. 当会主催のセミナーや当会メンバーに関する情報を適宜ツイートする イ. フォロワー数の増加を目指す(相互フォローをするなどして)
		公式 Instagram ア. 当会主催のセミナーや当会メンバーに関する情報を適宜配信する イ. フォロワー数の増加を目指す(相互フォローをするなどして) ウ. ライブ配信機能を活用したイベントの開催
		LINE 公式アカウント ア. 当会主催のセミナーや当会メンバーに関する情報を適宜配信する イ. 友だちを増やす試みを行う。また、理事会等で友だちを増やすためのアイデア等を相談する

#### 4. 活動内容2 重点活動目標の達成を目指した活動以外の活動

(3)	会務
▶法人庶務	
所管	理事会／事務局
活動内容	<p>ア. 会議の開催(開催通知および会場設営) 議案書等の会議資料および議事録の作成</p> <p>a. 定時社員総会 第5期(令和6年11月期)第1回 令和6年2月末日迄のいずれかの日</p> <p>b. 定例理事会 ・事業年度内に2回以上開催 ・日程調整担当:副会長</p> <p>c. 運営会議 ・運営サポーターが集まり次第開催(開催頻度等は運用開始後に決定する)</p> <p>イ. 予算案の取りまとめ、予算執行に係る出納管理、決算処理 ウ. 会費の請求ならびに納付の管理 エ. 会員情報(入会、退会、会員種別の変更、再入会等)ならびに会員名簿の管理 オ. 公文書の発出処理・管理 カ. 行政及び関係機関、団体等との交渉・連携・情報交換 キ. その他の事務局運営事務の遂行</p>